

兵庫県犯罪被害者等支援計画の策定

R5.3に制定した「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」に基づき、**総合的かつ計画的に施策を推進するための計画を策定**

策定にあたっては、犯罪被害当事者をはじめ、学識者、弁護士など幅広い分野の**専門家から意見を聴取**

< 計画の概要 >

(1) 期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

(2) 基本方針

- 個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障
- 個々の犯罪被害者等の事情に応じた支援、二次被害への配慮
- 必要な支援を途切れることなく提供
- 関係機関の相互連携・協力



(3) 重点的に取り組む項目

重点項目	主な取組
損害回復・経済的支援	県独自の見舞金制度の創設 、カウンセリング費用の支援 等
精神的・身体的被害の回復・防止	心身のケアに関する相談・診療、性犯罪被害に係る医療機関との連携 等
刑事手続への関与拡充	警察における適切な対応、国制度の情報発信 等
支援等のための体制整備	支援調整会議の設置 、 専門職の配置による総合相談窓口の円滑な運営 等
県民の理解増進と配慮・協力確保	民間支援団体等と連携した普及啓発、学校での出前講座の実施 等

<計画に基づく新たな取組>

● 見舞金制度の創設（関西府県で初実施）

犯罪被害に伴う予期せぬ**経済的負担**（葬儀、治療、転居等）を軽減

【見舞金制度の概要】

(1) 支給金額 **死亡：30万円** **傷害：10万円**

(2) 支給要件 国内で発生した故意の犯罪行為による死亡または重傷病

(3) その他の助成制度

子どもの教育、再提訴など臨時に必要な費用の助成については、犯罪被害者等の状況や国の給付金制度の動向等を踏まえて検討

● 支援調整会議の設置

複数機関による支援が必要と考えられる事案に対し、**県が中心となって**関係市町、県警察等の**関係機関と速やかに支援内容を調整**

● 専門職の配置による総合相談窓口の円滑な運営

- ・「兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口」に寄せられた相談に対して適切な支援を行うため、社会福祉士や精神保健福祉士など**福祉サービス等に精通した専門職を配置**
- ・犯罪被害者等に寄り添い、関係機関と円滑に調整を行えるよう育成